

法務省秘総訓第1号

本省局部課長
本省所管各庁の長
(除く検事総長、検事長、検事正)
中央更生保護審査会委員長

法務省重要経済安保情報保護規程を次のように定める。

令和7年5月16日

法務大臣 鈴木馨祐
(公印省略)

法務省重要経済安保情報保護規程

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 重要経済安保情報の指定等(第7条-第21条)
- 第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務
 - 第1節 保護のための環境整備(第22条-第28条)
 - 第2節 作成(第29条・第30条)
 - 第3節 運搬、交付及び伝達(第31条-第38条)
 - 第4節 保管等(第39条-第42条)
 - 第5節 検査(第43条)
 - 第6節 紛失時等の措置(第44条)
- 第4章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置(第45条)
- 第5章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供(第46条-第49条)
- 第6章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供(第50条-第53条)
- 第7章 その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による保護措置(第54条)
- 第8章 適性評価(第55条-第64条)
- 第9章 通報窓口(第65条)
- 第10章 雑則(第66条-第73条)
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規程は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する指定された重要経済安保情報（以下「重要経済安保情報」という。）を適切に保護するため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「令」という。）第11条第1項の規定に基づき、必要な措置の実施に関する事項を定めるものとする。

2 法務省における重要経済安保情報の保護に関しては、法、令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。）のほか、法律及びこれに基づく命令の規定により特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の定義は、法、令及び運用基準において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「部局」とは、法務省内部部局の局、部並びに大臣官房秘書課、大臣官房人事課、大臣官房会計課、大臣官房国際課、大臣官房施設課及び大臣官房厚生管理官の組織をいう。
- (2) 「各庁」とは、法務局、地方法務局、矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、中央更生保護審査会、地方更生保護委員会、保護観察所、法務総合研究所及び矯正研修所の組織をいう。
- (3) 「職員」とは、部局及び各庁に所属する職員をいう。
- (4) 「可搬記憶媒体」とは、電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。
- (5) 「携帯型情報通信・記録機器」とは、携帯電話、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナ）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。

（重要経済安保情報管理者）

第3条 法第3条第1項による重要経済安保情報の指定をするとき、法第6条第1項による重要経済安保情報の提供を受けるときその他重要経済安保情報に関する事務を取り扱うときは、その期間に限り、当該部局又は当該各庁に重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者（以下「重要経済安保情報管理者」という。）を置く。

2 重要経済安保情報管理者は、次の各号に掲げる組織に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 部局 部局の長
- (2) 各庁 各庁の長

3 重要経済安保情報管理者は、自己が掌理する組織を範囲として、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理しなければならない。

4 大臣官房秘書課における重要経済安保情報管理者は、第1項に定める期間にかかわらず、この規程の施行の時からこれを置く。

(保全責任者等)

第4条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護に関する業務の管理を補助させる者（以下「保全責任者」という。）を指名するものとする。

2 保全責任者は、重要経済安保情報管理者の管理する重要経済安保情報文書等（令第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、重要経済安保情報を適切に保護するための措置を講ずるものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、保全責任者が不在等のため、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（以下「臨時代行職員」という。）を指名することができる。

4 重要経済安保情報管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者（以下「保全責任者補助者」という。）を指名することができる。

5 保全責任者、臨時代行職員及び保全責任者補助者は、法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。

(職員の範囲の制限等)

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定（法第6条第1項の規定により提供を受ける重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定を含む。この決定された範囲に当たる職員をこの条において「取扱者」という。）は、重要経済安保情報ごとに、係単位、官職単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該重要経済安保情報を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめるものとする。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の職員の範囲中、重要経済安保情報管理者の指定による取扱者については、これを書面（別記様式第1号）に記載し、又は電磁的に記録するものとする。

3 重要経済安保情報管理者が把握するため、取扱者ごとに、当該取扱者が取り扱うことのできる重要経済安保情報を明らかにする必要があるときは、重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報取扱者名簿（別記様式第2号）を備え、事務に用いることができる。

4 重要経済安保情報管理者は、前項の措置を保全責任者にさせることができる。

(保全教育)

第6条 部局の長及び各庁の長は、その掌理に係る職員に対し、重要経済安保情報の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこ

ととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

4 第1項の教育は、法務大臣、法務副大臣、法務大臣政務官、事務次官、大臣官房長及び政策立案総括審議官に対しても行うものとする。

5 前項の教育の実施は、大臣官房秘書課長が担当するものとする。

第2章 重要経済安保情報の指定等

(重要経済安保情報の上申)

第7条 部局の長又は各庁の長は、重要経済安保情報に該当する情報があると認められた場合は、法務大臣に対し、速やかにその旨を上申（別記様式第3号）しなければならない。

2 前項の上申は、法務省行政文書取扱規則（平成26年法務省秘法訓第1号。以下「文書取扱規則」という。）第19条に規定する文書審査を要しない。

3 職員は、その職務において、重要経済安保情報に該当する情報があると認められた場合は、直ちに部局の長又は各庁の長に報告するなど、適切な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報の指定)

第8条 法務大臣が法第3条第1項の規定に基づき重要経済安保情報を指定する（法第6条第1項の規定により提供された重要経済安保情報が法第3条第1項の要件を満たす場合を含む。）ときは、重要経済安保情報指定書（別記様式第4号）により指定する。

(重要経済安保情報指定管理簿)

第9条 法務省に、重要経済安保情報の指定及びその解除を適切に管理するため、重要経済安保情報指定管理簿（別記様式第5号）を備え、大臣官房秘書課長が管理するものとする。

2 大臣官房秘書課長は、令第3条、第6条、第7条第1項第3号、第8条第2号及び第10条第1項第3号並びに運用基準第2章第3節5の規定による重要経済安保情報指定管理簿への記載又は記録を担当するものとする。

3 大臣官房秘書課長は、前項の措置を大臣官房秘書課の保全責任者にさせることができる。

4 重要経済安保情報管理者は、その所掌に関して重要経済安保情報が指定されたときは、その指定及び解除の状況等を管理するため、重要経済安保情報指定管理補助簿（別記様式第6号）を備え、事務に用いるものとする。

5 重要経済安保情報管理者は、その所掌に関する重要経済安保情報が指定されたことにより若しくは重要経済安保情報が解除されたことにより又はその他重要経済安保情報の取扱いにより重要経済安保情報指定管理補助簿の所定の事項を記載又は記録したときは、大臣官房秘書課長に対し、速やかに、その写しを提出するものとする。

6 重要経済安保情報管理者は、前項の措置を保全責任者にさせることができる。

7 大臣官房秘書課長は、第2項により重要経済安保情報指定管理簿に所定の事項

を記載又は記録したときは、速やかに、内閣府独立公文書管理監に対し、当該指定等に関する重要経済安保情報指定管理簿の写しを提出するものとする。

(重要経済安保情報の表示の方法)

第10条 重要経済安保情報表示（令第14条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すこと。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

(2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で付すこと。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

2 前項の規定により重要経済安保情報表示を付した複数のページにわたる文書又は図画であって、その冒頭のページに重要経済安保情報である情報が記録されていないものについては、同ページに、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報文書」の文字を赤色で付すこととする。

3 重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報表示を含めて複製することにより作成したときは、第1項の表示をすることを要しない。前項の「重要経済安保情報文書」の文字を含めて複製することにより作成したときも、同様とする。

4 第1項の場合において、重要経済安保情報文書等に記録されている重要経済安保情報が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、重要経済安保情報表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を、同項各号と同様の方法とするものとする。ただし、重要経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。

5 前項の場合において、当該外国の政府等を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。

6 重要経済安保情報表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

い。

(重要経済安保情報表示が困難な場合における通知の方法)

第11条 法第3条第2項第2号に規定する通知(令第14条第1号に掲げる措置を含む。以下この章において同じ。)は、法務大臣が、重要経済安保情報である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を記載した書面(別記様式第7号)の交付(当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、当該電磁的記録の電子情報処理組織(当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下、この条において同じ。))と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法による提供。以下同じ。)により行うものとする。

2 前項の通知を書面にて行う場合は、同項の書面を当該重要経済安保情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。

3 第1項の通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は、運用基準第2章第3節7に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報の指定等に係る周知の方法)

第12条 重要経済安保情報の指定がなされたときは、重要経済安保情報管理者は、当該指定がなされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を記載又は記録した書面(別記様式第8号)又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報を取り扱う者(前条の通知を受けた者を除く。)に周知するものとする。

2 法第6条第1項の規定により重要経済安保情報の提供を受けたときは、当該重要経済安保情報が法第3条第1項の要件を満たすものである場合を除き、当該重要経済安保情報を特定する事項、管理の体制及び取扱いの業務を行わせる職員の範囲について、前項と同様に周知するものとする。

3 前2項の周知を書面にて行う場合は、同項の書面を当該重要経済安保情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面の数は最小限にとどめるものとする。

4 第1項及び第2項の周知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は、運用基準第2章第3節7に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(指定有効期間延長の上申)

第13条 重要経済安保情報管理者は、指定の有効期間が満了する時において、当該指定をした情報が法第3条第1項に規定する要件を満たすものと認めるときは、法務大臣に対し、当該指定の有効期間が満了する前に、その旨上申(別記様式第9号)しなければならない。

2 前項の上申は、文書取扱規則第19条に規定する文書審査を要しない。

3 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者は、指定の有効期間が満了する時において、当該指定をした情報が法第3条第1項に規定する要件を満たすものと認めるときは、重要経済安保情報管理者に対し、当該指定の有効期間が満了する前

にその旨報告するなど、適切な措置を講ずるものとする。

(指定有効期間の延長)

第14条 法務大臣が、法第4条第2項の規定に基づき指定の有効期間を延長するときは、重要経済安保情報指定有効期間延長決定書(別記様式第10号)により延長する。

(指定の有効期間の延長に伴う通知及び周知)

第15条 指定の有効期間の延長に伴う通知は、法務大臣が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面(別記様式第11号)の交付により行うものとする。第11条第2項及び第3項の規定は、この場合に準用する。

2 指定の有効期間の延長に伴う周知は、重要経済安保情報管理者が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載又は記録した書面(別記様式第12号)又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員(前項の通知を受けた者を除く。)に行うものとする。第12条第3項及び第4項の規定は、この場合に準用する。

(指定の理由の点検)

第16条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の指定の理由の点検を年1回以上行うものとする。

2 前項の規定により指定の理由の点検を行ったときは、重要経済安保情報指定理由点検記録簿(別記様式第13号)にその結果を記載し、又は記録するものとする。

(重要経済安保情報が要件を満たしていないと認めた場合)

第17条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報として指定された情報が法第3条第1項に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、法務大臣に対し、速やかにその旨を上申(別記様式第14号)しなければならない。

2 前項の上申は、文書取扱規則第19条に規定する文書審査を要しない。

3 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者は、重要経済安保情報として指定された情報が法第3条第1項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、直ちに重要経済安保情報管理者に報告するなど、適切な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報指定の解除)

第18条 法務大臣が、法第4条第7項の規定に基づき重要経済安保情報の指定を解除するときは、重要経済安保情報指定解除書(別記様式第15号)により解除する。

(重要経済安保情報表示の抹消)

第19条 重要経済安保情報表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

(1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 重要経済安保情報表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

- (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示の「重要経済安保情報」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
- (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって重要経済安保情報表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって重要経済安保情報表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

2 前項の重要経済安保情報表示の抹消により、第10条第2項の規定により付された「重要経済安保情報文書」の文字を引き続き付すことを要しなくなったときは、前項の規定の例により、当該文字を抹消するものとする。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第20条 指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

2 指定有効期間満了表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、法務大臣が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面（別記様式第16号）の交付により行うものとする。第11条第2項及び第3項の規定は、この場合に準用する。

4 指定の有効期間の満了に伴う周知は、重要経済安保情報管理者が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載又は記録した書面（別記様式第17号）又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第12条第3項及び第4項の規定は、この場合に準用する。

(指定の解除に伴う措置)

第21条 前条第1項の規定は、指定解除表示について準用する。この場合におい

て、「重要経済安保情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。

- 2 指定解除表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定の解除に伴う通知は、法務大臣が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載又は記録した書面（別記様式第18号）の交付により行うものとする。第11条第2項及び第3項の規定は、この場合に準用する。
- 4 指定の解除に伴う周知は、重要経済安保情報管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載又は記録した書面（別記様式第19号）又は電磁的記録により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第12条第3項及び第4項の規定は、この場合に準用する。

第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備

（重要経済安保情報へのアクセス管理）

第22条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報を取り扱う執務室等について、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の者が重要経済安保情報にアクセスすることがないようにするため、当該執務室等の状況等に応じて、監視・警報装置の設置その他の適切な物理的措置を講ずるものとする。

（立入制限）

第23条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報が取り扱われる場所について、重要経済安保情報の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、重要経済安保情報管理者の許可を受けた者は、この限りでない。

- 2 前項の規定により立入りが禁止された場合、重要経済安保情報管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込み制限）

第24条 重要経済安保情報管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に重要経済安保情報を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ重要経済安保情報を取り扱う場合には当該区画に限る。）
- (3) 重要経済安保情報を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
- (4) 重要経済安保情報文書等を保管する保管施設

2 前項の規定により、機器持込みを禁止した場合、重要経済安保情報管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報文書等の保管容器)

第25条 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱等、施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書と同一の行政文書ファイルにまとめられている場合には、当該重要経済安保情報文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講ずるものとする。

4 第1項の規定は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する可搬記憶媒体に準用する。

5 前各項の規定によることができないときは、重要経済安保情報管理者の定めるところによる。

(重要経済安保情報の保護のための施設設備)

第26条 重要経済安保情報管理者は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等重要経済安保情報の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第27条 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員のみが当該電磁的記録にアクセスできる措置が講じられたものとして重要経済安保情報管理者が認めたもので取り扱うものとする。

2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存するものとする。

3 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、前2項に掲げるもののほか、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」を厳格に適用するとともに、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。

4 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、パスワード設定、暗号措置等の保護措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報文書等管理簿)

第28条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等（以下この条及び第30条において物件を除く。）の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「重要経済安保情報文書等管理簿」という。別記様式第20号）を保全責任者ごとに備えるものとする。

- 2 重要経済安保情報文書等管理簿には、重要経済安保情報文書等に記録された重要経済安保情報の指定の整理番号、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、作成又は受領の年月日、交付先等を記載し、又は記録するものとする。
- 3 保全責任者は、その保管する重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報文書等管理簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。
- 4 情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等については、他の重要経済安保情報文書等と分けた重要経済安保情報文書等管理簿とすることができる。

第2節 作成

（重要経済安保情報文書等の作成）

第29条 重要経済安保情報文書等の作成をするときは、作成する重要経済安保情報文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第30条 保全責任者は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 第10条第1項第1号の重要経済安保情報表示で冒頭のページに付されているもの及び同条第2項の「重要経済安保情報文書」の文字の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すこと。
- (2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第3節 運搬、交付及び伝達

（交付及び伝達の承認等）

第31条 重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、重要経済安保情報管理者の承認を得るものとする。

- 2 重要経済安保情報文書等を交付する者は、重要経済安保情報の保護のため当該重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報管理者の指示により返却させる場合には、交付の際に、重要経済安保情報管理者の指示を受け当該重要経済安保情報文書等の返却の時期を書面又は電磁的記録により明示するものとする。
- 3 前項の場合において、重要経済安保情報管理者は、必要があると認めるときは

、前項の返却時期にかかわらず、交付した重要経済安保情報文書等を回収することができる。

(運搬の方法)

第32条 重要経済安保情報文書等を運搬するときは、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行するものとする。

2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不相当であるときの運搬の方法については、重要経済安保情報管理者の定めるところによる。

(交付の方法)

第33条 重要経済安保情報文書等を交付するときは、重要経済安保情報文書等受領書(別記様式第21号)又は重要経済安保情報文書等管理簿に、名宛人又はその指名する職員(いずれも法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。以下第37条、第41条第1項及び第2項並びに第43条第3項において同じ。)が受領した旨の記録を残すものとする。

2 受領書を徴したときは、重要経済安保情報文書等管理簿と同様に管理・保存するものとする。

3 重要経済安保情報文書等は、郵送により交付してはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第34条 重要経済安保情報である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見るできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の包装等)

第35条 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗み見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

(電気通信による交付)

第36条 重要経済安保情報文書等(物件を除く。)を電気通信の方法により交付するときは、「法務省基準」(法務省における情報セキュリティ対策の基本方針及び同基本方針の規定を実現するための情報セキュリティ対策の基準をいう。)に従い、暗号化等必要な措置を講ずるものとする。インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付はしてはならない。

(文書等の接受)

第37条 封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名する職員でなければ開封してはならない。

(伝達の方法)

第38条 重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、

当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 暗号による秘匿措置を講じた場合を除き、重要経済安保情報を電話により伝達してはならない。ただし、真にやむを得ない場合で、重要経済安保情報管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、略号を用いるなど重要経済安保情報の保護について必要な措置を講ずるものとする。
- 4 重要経済安保情報を伝達する場合には、盗聴及び盗み見の防止に努めるものとする。

第4節 保管等

(重要経済安保情報文書等の保管)

第39条 重要経済安保情報文書等は、保全責任者が保管するものとする。

- 2 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始年月日、保管終了年月日その他必要な事項を記載又は記録する重要経済安保情報文書等保管管理簿（別記様式第22号）を備え、その事務に用いるものとする。

(重要経済安保情報文書等の閲覧の記録)

第40条 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の閲覧の状況を明確にするため、重要経済安保情報文書等を閲覧することの申出を受けたときは、申出人が第5条第1項の規定による当該重要経済安保情報の業務を取り扱える者であることを確認した上、当該重要経済安保情報文書等を取り扱える職員の範囲を告げた後その閲覧を許すものとする。

- 2 保全責任者は、前項の規定により重要経済安保情報文書等を閲覧した全ての職員の氏名、閲覧年月日等を記載又は記録する重要経済安保情報文書等閲覧簿（別記様式第23号）を備え、その事務に用いるものとする。

(廃棄)

第41条 重要経済安保情報文書等（物件を除く。）の廃棄に当たっては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第2項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解及び破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

- 2 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解及び破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

- 3 立会者は、前2項の廃棄をしたときは、保全責任者にその旨報告（立会者が保全責任者である場合を除く。）するものとし、保全責任者は、重要経済安保情報文書等管理簿に必要事項を記載又は記録するものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第42条 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそ

れがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する廃棄をする場合には、あらかじめ法務大臣の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を法務大臣に報告するものとする。
- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、重要経済安保情報管理者は、廃棄した重要経済安保情報文書等の概要、令第11条第1項第10号の要件に該当すると認められた理由及び廃棄に用いた方法を記載又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、法務大臣に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた法務大臣は、同項に規定する事項を重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5節 検査

(定期検査及び臨時検査)

- 第43条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施するものとする。
- 2 重要経済安保情報管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査するものとする。
 - 3 前2項の検査は、重要経済安保情報管理者が指名する職員に行わせるものとする。
 - 4 第1項及び第2項の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿の記録と実際に保管されている重要経済安保情報文書等を突合するほか、この規程に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。
 - 5 法務省行政文書管理規則（平成23年法務省秘文訓第308号。以下「文書管理規則」という。）第25条に定める行政文書の管理状況の監査及び文書管理規則第26条に定める行政文書の管理状況の点検のうち、重要経済安保情報である情報を記録する行政文書の管理状況の監査及び点検は、第1項に規定する定期検査又は第2項に規定する臨時の検査をもって代えることができるものとする。ただし、前項に規定する検査の内容に加え、監査責任者が定める監査項目及び総括文書管理者が定める点検項目も検査するものとする。
 - 6 前項の規定に基づく検査を行った場合において、第3項に規定する者は、監査責任者及び文書管理者にその結果を報告するものとする。

第6節 紛失時等の措置

(紛失時等の措置)

- 第44条 重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、事故の内容に応じた適切な

措置を講ずるとともに、これを重要経済安保情報管理者まで報告すること。

(2) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員又は当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者に報告すること。この報告を受けた職員は、前号と同様の措置をとること。

(3) 前2号の報告を受けた重要経済安保情報管理者は、これを法務大臣に報告するとともに、当該事故に係る重要経済安保情報が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供をされた情報に該当するときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、再発防止も含め当該重要経済安保情報の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その結果を法務大臣に報告するものとする。

第4章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

(重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置)

第45条 重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等（運用基準第6章第2節1に規定するものをいう。以下同じ。）の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、適切な措置を講ずるとともに、これを重要経済安保情報管理者まで報告すること。

(2) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に報告すること。この報告を受けた職員は、前号と同様の措置をとること。

(3) 第1号の報告を受けた重要経済安保情報管理者は、これを法務大臣に報告すること。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、適切な措置を講じ、速やかに、その結果を法務大臣に報告するものとする。

3 法務大臣は、前項の場合において、調査の結果、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていなかったことが認められた旨の報告を受けた場合には、速やかにその旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供

(他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供)

第46条 法第6条第1項の規定による他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供は、令第13条の規定に基づき書面（別記様式第24号）の交付により当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日を通知するとともに、運用基準第3章第3節の規定に従い、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経

済安保情報を伝達することにより行うものとする。

2 前項の規定による重要経済安保情報の提供を行ったときは、保全責任者は、重要経済安保情報文書等管理簿にその旨を記載又は記録するものとする。

3 第1項の通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は、運用基準第2章第3節7に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に伴う協議)

第47条 法第6条第2項の協議は、協議書面(別記様式第25号)の事項を基本として行うものとする。

(他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め)

第48条 重要経済安保情報管理者は、法第6条第2項の規定に基づき行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者と令第14条に規定する事項の詳細について取決めを行うものとする。

(公益上の必要による重要経済安保情報の提供)

第49条 重要経済安保情報管理者は、法第9条第1項の規定により、重要経済安保情報の提供を求められたときは、承認を得るため、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載した書面を添え、法務大臣に対し、その旨を上申(別記様式第26号)するものとする。

2 前項の承認の申請は、文書取扱規則第19条に規定する文書審査を要しない。

3 第1項の承認を得て重要経済安保情報を提供するときは、令第13条の規定に基づき書面(別記様式第24号)の交付により当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日を通知するとともに、運用基準第3章第3節の規定に準じて、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達することにより行うものとする。

4 前項の規定による重要経済安保情報の提供を行ったときは、保全責任者は、重要経済安保情報文書等管理簿にその旨を記載又は記録するものとする。

5 第3項の通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は、運用基準第2章第3節7に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第6章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供

(適合事業者の適合性の審査)

第50条 重要経済安保情報管理者は、法第10条第1項又は第2項の適合事業者(以下「適合事業者」という。)としての適合性の審査を受けるための申請があった場合は、運用基準第5章第1節2(3)の考慮要素を踏まえて審査するものとする。

2 適合事業者が取り扱う重要経済安保情報が情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に該当する場合には、前項の審査を行う際に、重要経済安保情報を保護するために必要な措置の実施に関する規程として前項の申請に係る事業者が定めるものにおいて、当該重要経済安保情報を保有させ、又は提供する前に確保されるべき事項として当該情報の保護に関する国際約束に規定する内容のう

ち適合事業者に係るものが適切に含まれていることを確認するものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、第1項の申請に係る事業者に対し、同項の審査結果を書面の交付により通知するものとする。第11条第3項の規定は、この場合に準用する。

4 重要経済安保情報管理者は、適合事業者が第1項の規定により適合性の審査を受けるために行った申請の内容を変更するときは、その内容について事前に申請を求め、運用基準第5章第1節2(3)の考慮要素を踏まえて審査するものとする。この項の規定により変更した申請の内容を変更する場合も同様とする。

(適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等に関する承認)

第51条 重要経済安保情報管理者は、適合事業者に重要経済安保情報を保有させ、又は提供する必要があると認めるときは、その承認を得るため、法務大臣に対し上申(別記様式第26号)するものとする。ただし、他の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているときは、法第10条第1項ただし書の同意をあらかじめ得るものとする。

2 前項の承認を得て重要経済安保情報を提供するときは、令第13条の規定に基づき書面(別記様式第24号)の交付により当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日を通知するものとする。第11条第3項の規定は、この場合に準用する。

(重要経済安保情報の保護に係る契約の締結)

第52条 前条第1項の承認を得た場合でなければ、法第10条第1項又は第2項の規定に基づく重要経済安保情報の保護に係る適合事業者との契約の締結を行うことができない。

2 前項の契約に定める契約条項に係る基準が必要なときは、大臣官房長が別に定める。

(適合事業者の適合性の審査結果の通知の撤回)

第53条 重要経済安保情報管理者は、適合事業者が運用基準第5章第1節2(3)の考慮要素に適合しなくなったと認めるときは、第50条第3項の通知を撤回することができる。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の撤回を行ったときは、その旨を契約担当官等に通知しなければならない。

3 重要経済安保情報管理者は、第1項の撤回を行ったときは、交付した重要経済安保情報文書等について、直ちに当該撤回に係る事業者に戻却を指示し、回収しなければならない。

第7章 その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による保護措置

(提供を受けた者による保護措置)

第54条 法第9条(同条第1項第1号(イ及びロに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により重要経済安保情報の提供を受けたときは、第3条、第25条、第27条、第29条、第31条から第38条まで、第41条、第43条

及び第44条に規定する措置を講ずるほか、第4条から第6条まで、第10条、第11条、第15条第1項及び第19条から第21条までに規定する措置に準ずる措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、第27条、第32条、第34条及び第44条中「重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員」とあるのは、「重要経済安保情報を利用し、又は知る職員」と、第43条第3項中「重要経済安保情報管理者が指名する職員」とあるのは、「重要経済安保情報管理者が指名する職員（重要経済安保情報を利用し、又は知る職員に限る。）」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の場合において、重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報を利用し、又は知る職員に対して、当該重要経済安保情報を当該提供の目的である業務以外に利用してはならないことを周知しなければならない。

第8章 適性評価

（適性評価実施責任者）

第55条 運用基準第4章第2節1（1）に規定する適性評価実施責任者は、部局の長及び各庁の長とする。ただし、事務次官、大臣官房長及び政策立案総括審議官の適性評価実施責任者は、大臣官房秘書課長とする。

（適性評価実施担当者）

第56条 運用基準第4章第2節1（2）に規定する適性評価実施担当者は、次の各号に掲げる組織に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。ただし、事務次官、大臣官房長及び政策立案総括審議官の適性評価実施担当者は、大臣官房秘書課長が指名する者とする。

- (1) 部局 総括補佐官
- (2) 各庁 総務を担当する課長

- 2 適性評価実施責任者は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適性評価実施担当者を指名することができる。

（適性評価に関する事務に関与することができる者）

第57条 運用基準第4章第2節1（5）の規定による適性評価に関する事務に関与することができる者は、法務副大臣、法務大臣政務官、事務次官、大臣官房長及び大臣官房人事課長を指名する。

- 2 前2条及び前項の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、自らに対する適性評価に関する事務（法第12条第6項の規定による質問に回答し、若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し、若しくは連絡を行う場合を除く。）に関与してはならない。

（候補者名簿等）

第58条 運用基準第4章第2節2（1）①に規定する名簿（以下「候補者名簿（行政機関の職員）」という。）の様式は、別記様式第27号のとおりとする。

- 2 運用基準第4章第2節2（1）②に規定する名簿（以下「候補者名簿（適合事業者の従業者）」という。）の様式は、別記様式第28号のとおりとする。
- 3 運用基準第4章第2節2（1）②に規定する適合事業者に対する通知は、別記

様式第29号を交付することにより行う。

4 運用基準第4章第2節2(2)に規定する重要経済安保情報管理者に対する通知は、候補者名簿(行政機関の職員)若しくは候補者名簿(適合事業者の従業者)に必要事項を記載し、又は記録したものを添付した別記様式第30号を交付することにより行う。第11条第3項の規定は、この場合に準用する。

5 運用基準第4章第2節2(2)に規定する適合事業者に対する通知は、前項の通知において添付された候補者名簿(適合事業者の従業者)を添付した別記様式第31号を交付することにより行う。

(内閣総理大臣への適性評価調査を行うこと等の求め)

第59条 運用基準第4章第2節4に規定する内閣府の適性評価調査実施責任者に対する適性評価調査を行うことの求めは、別記様式第32号により行う。

2 運用基準第4章第2節4に規定する内閣府の適性評価調査実施責任者に対する直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果を通知することの求めは、別記様式第33号により行う。

(適性評価の結果等の通知)

第60条 運用基準第4章第2節3(2)④又は7(2)に規定する通知は、別記様式第34号を交付することにより行う。

2 運用基準第4章第2節3(2)④、3(3)又は7(3)に規定する内閣府の適性評価調査実施責任者に対する通知は、別記様式第35号により行う。

(適性が認められた者の名簿の作成)

第61条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれらを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、勤務先の名称、所属する部署、役職名及び法務大臣が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した年月日を記載し、又は記録した名簿を作成するものとする。

(苦情処理体制)

第62条 運用基準第4章第5節1に規定する苦情処理責任者及び苦情受理窓口の担当者は、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

(1) 苦情処理責任者 大臣官房長

(2) 苦情受理窓口担当者 大臣官房秘書課の総務・法令関係事務を担当する補佐官又は法務専門官

2 運用基準第4章第5節1に規定する苦情処理担当者は、苦情の内容に応じ、苦情処理責任者が指名するものとする。

(相談処理体制)

第63条 運用基準第4章第6節に規定する相談処理責任者及び相談受理窓口の担当者は、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

(1) 相談処理責任者 大臣官房長

(2) 相談受理窓口担当者 大臣官房秘書課の総務・法令関係事務を担当する補佐官又は法務専門官

2 運用基準第4章第6節に規定する相談処理担当者は、相談の内容に応じ、相談

処理責任者が指名するものとする。

(適性評価の実施等への協力)

第64条 重要経済安保情報管理者は、第58条第1項及び第2項に規定する名簿を時間的余裕をもって提出するなど、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

第9章 通報窓口

(通報窓口)

第65条 運用基準第6章第3節に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと思料される場合に係る通報の処理責任者及び通報受理窓口担当者は、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

(1) 通報処理責任者 大臣官房長

(2) 通報受理窓口担当者 大臣官房秘書課の総務・法令関係事務を担当する補佐官又は法務専門官

2 通報処理責任者は、必要があるときは、通報の内容に応じ、通報処理担当者を指名し、通報の事案の処理を担当させることができる。

第10章 雑則

(指定前の取扱い)

第66条 重要経済安保情報として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、この規程に定める措置に準じて、保護に努めるものとする。

(指定解除後等の取扱い)

第67条 重要経済安保情報の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報については、必要に応じ、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等の関連規定に基づき、適切に保護するものとする。

(相互協力)

第68条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護につき、相互に協力するものとする。

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

第69条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

(国際約束に従って提供された情報である重要経済安保情報の取扱い)

第70条 前条までに定めるもののほか、重要経済安保情報であって情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係るものについては、当該情報を当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第71条 この規程の実施に関し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る

事項については苦情処理責任者が、適性評価の相談処理に係る事項については相談処理責任者が、苦情処理及び相談処理を除く適性評価に係る事項については適性評価実施責任者が、第65条に規定する通報に係る事項については大臣官房長が、それ以外の事項については重要経済安保情報管理者がそれぞれ定めることができる。

(規程の特例)

第72条 重要経済安保情報管理者は、所掌事務の特殊性に鑑み、追加的措置を講ずる必要があると認めるときは、大臣官房長と協議の上、当該部局又は各庁における重要経済安保情報の保護措置を別に定めることができる。

(標準文書保存期間基準の改正)

第73条 重要経済安保情報管理者は、法、令、運用基準及びこの規程の定めるところにより作成又は取得する行政文書について、当該重要経済安保情報管理者が属する組織の文書管理者（文書管理規則第6条に規定する者をいう。）に申し出て、標準文書保存期間基準について必要な改正を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年5月16日から施行する。

(経過措置)

第2条 法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第4条第5項及び第33条の規定の適用については、これらの規定中「法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報」とあるのは、「重要経済安保情報」と、第5条の規定の適用については、同条第1項中「法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報」とあるのは、「重要経済安保情報」と、「範囲の決定」とあるのは、「指名」とする。

職員の範囲

指定の整理番号「」の重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員として、重要経済安保情報管理者（部局の長又は各庁の長）が指定する職員は下記のとおりとする。

ただし、本範囲に当たる者であっても、法第11条の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければ、重要経済安保情報の取扱いの業務をしてはならない。

記

重要経済安保情報取扱者名簿

部局又は官署名				重要経済安保情報管理者		
番号	氏名	所属部署	官職	適性評価確認日	取り扱うことができる 重要経済安保情報の整理番号	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(注釈)

- 1 重要経済安保情報管理者が第5条に当たるものであるときは、記載又は記録すること。ただし、特段の支障又は理由により適性評価を実施しないときなどは、この限りでない。
- 2 保全責任者、臨時代行職員及び保全責任者補助者についても、記載又は記録すること。
- 3 備考欄には、重要経済安保情報管理者が参考となる事項を記載又は記録すること。名簿に登録された者が保全責任者、臨時代行職員又は保全責任者補助者であるときは、備考欄にその旨記すこと。
- 4 記載又は記録された事項の変更があるときは、当該事項に赤色の二重線を付すとともに、その理由を備考欄に赤色文字で記載又は記録すること。

（文書番号）

年 月 日

法務大臣 × × × × 殿

（部局の長又は各庁の長）

重要経済安保情報の指定について（上申）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報に指定すべき情報を認めたことから、第7条第1項に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定について上申します。

記

- 1 対象情報
- 2 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 3 指定の理由
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 6 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 7 指定の有効期間

年 月 日

重要経済安保情報指定書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報を指定する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の理由
- 5 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 6 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲

ただし、職員の範囲に当たる者であっても、法第11条の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければ、重要経済安保情報の取扱いの業務をしてはならない。
- 7 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 8 指定の有効期間等
 - （1）指定の有効期間
 - （2）当該有効期間が満了する年月日

(注釈)

指定について法務大臣の決裁を了したときは、指定書の原本を作成し、当該重要経済安保情報管理者の所属する組織の標準文書保存期間基準に従い、保存する。

【注釈】

重要経済安保情報指定管理簿

指定の整理番号 運用基準 第2章第3節5	指定をした年月日 施行令第3条 第1号	指定に係る重要経済安保情報の概要 施行令第3条第3号	運用基準の事項の細目のいずれに関するものであるかの別 施行令第3条第4号	当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別 施行令第3条第5号	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨 施行令第6条	指定の有効期間					解除		備考
							施行令第3条第2号	有効期間が満了する年月日 施行令第3条第2号	有効期間を延長した旨 施行令第8条第2号	延長後の指定の有効期間 施行令第8条第2号	(延長後の)有効期間が満了する年月日 施行令第8条第2号	有効期間が満了した旨 施行令第7条第1項第3号	当該指定を解除した旨 施行令第10条第1項第3号	
		重要経済安保情報指定書の「1 対象情報」の内容を踏まえて、重要経済安保情報の概要を記載する。 当該記述の内容に非開示情報が含まれる場合は、あらかじめ特定しておくことが実務上望ましい。			当該情報を重要経済安保情報に指定した際に、法3条2項各号のいずれの措置を講じたか(同項1号又は2号)を記載する。	指定時に法3条2項2号の措置を講じており、その後同項1号の措置を講じた場合はその旨記載する。	当該情報を重要経済安保情報に指定した際に、①有効期間及び②当該有効期間が満了する年月日を記載する。	当該指定に係る情報の有効期間を延長した際に、①有効期間を延長した旨(回数)、②延長後の指定の有効期間及び③当該有効期間が満了する年月日を記載する。				指定の理由内に解除条件を記載した場合は、当該解除条件を記載する。		法4条4項に基づき通じて30年を超えて有効期間を延長する際に、①内閣の承認を得た旨、②承認の年月日を記載するほか、その他必要事項を記載する。

※ 青色項目は指定時に記載する項目、赤色項目は指定後必要に応じて記載する項目

指定の整理番号は、以下のとおり付す。

⇒a*-b-c-d-e

<a>

指定行政機関の番号:法務省は08

<*>

重要経済安保情報管理者ごとの番号の細目(右記参照)

指定をした年月(年は西暦で記載)

<c>

重要経済安保情報管理者ごとの指定の通し番号

<d>

指定に係る重要経済安保情報が、運用基準第2章第1節(2)事項の細目のいずれに該当するものであるかの別

<e>

重要経済安保情報管理者ごとの、各事項の細目ごとの指定の通し番号

重要経済安保情報管理者ごとの番号の細目は、以下のとおり付す。

大臣官房秘書課長:a

大臣官房人事課長:b

大臣官房会計課長:c

大臣官房国際課長:o

大臣官房施設課長:d

大臣官房厚生管理官:e

大臣官房司法法制部長:g

民事局長:h

刑事局長:i

矯正局長:j

保護局長:k

人権擁護局長:l

訟務局長:f

各庁の長:n

重要経済安保情報指定管理補助簿（部局又は各庁）

重要経済安保情報管理者		記号	保全責任者			指定の有効期間					解除		備考
指定の整理番号	指定をした年月日		指定に係る重要経済安保情報の概要	運用基準の事項の細目のいずれに関するものであるかの別	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	(延長後の)有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	

(注釈)

- 1 別添のとおり
- 2 事項を記載又は記録したときは、速やかに写しを大臣官房秘書課長に対し提出すること。

【注釈】

重要経済安保情報指定管理補助簿（部局又は各庁）

重要経済安保情報管理者		番号の細目	保全責任者		指定の有効期間					解除		備考	
指定の整理番号 運用基準第2章第3節5	指定をした年月日 施行令第3条第1号		指定に係る重要経済安保情報の概要 施行令第3条第3号	運用基準の事項の細目のいずれに関するものであるかの別 施行令第3条第4号	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別 施行令第3条第5号	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨 施行令第6条	施行令第3条第2号	有効期間が満了する年月日 施行令第3条第2号	有効期間を延長した旨 施行令第8条第2号	延長後の指定の有効期間 施行令第8条第2号	(延長後の)有効期間が満了する年月日 施行令第8条第2号		有効期間が満了した旨 施行令第7条第1項第3号
				当該情報を重要経済安保情報に指定した際に、法3条2項各号のいずれの措置を講じたか（同項1号又は2号）を記載する。	指定時に法3条2項2号の措置を講じており、その後同項1号の措置を講じた場合はその旨記載する。		当該情報を重要経済安保情報に指定した際に、①有効期間及び②当該有効期間が満了する年月日を記載する。		当該指定に係る情報の有効期間を延長した際に、①有効期間を延長した旨（回数）、②延長後の指定の有効期間及び③当該有効期間が満了する年月日を記載する。			指定の理由内に解除条件を記載した場合は、当該解除条件を記載する。	
												法4条4項に基づき通じて30年を超えて有効期間を延長する際に、①内閣の承認を得た旨、②承認の年月日を記載するほか、その他必要事項を記載する。	

※ 青色項目は指定時に記載する項目、赤色項目は指定後必要に応じて記載する項目

指定の整理番号は、以下のとおり付す。
⇒a*-b-c-d-e

<a>
指定行政機関の番号：法務省は08

<*>
重要経済安保情報管理者ごとの番号の細目（右記参照）

指定をした年月（年は西暦で記載）

<c>
重要経済安保情報管理者ごとの指定の通し番号

<d>
指定に係る重要経済安保情報が、運用基準第2章第1節1(2)事項の細目のいずれに該当するものであるかの別

<e>
重要経済安保情報管理者ごとの、各事項の細目ごとの指定の通し番号

重要経済安保情報管理者ごとの番号の細目は、以下のとおり付す。

大臣官房秘書課長：a
大臣官房人事課長：b
大臣官房会計課長：c
大臣官房国際課長：o
大臣官房施設課長：d
大臣官房厚生管理官：e
大臣官房司法法制部長：g
民事局長：h
刑事局長：i
矯正局長：j
保護局長：k
人権擁護局長：l
訟務局長：f
各庁の長：n

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

各 位

法務大臣 × × × ×

（ 公 印 省 略 ）

重要経済安保情報の指定について（通知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報を指定したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を補助する保全責任者の官職
- 6 当該重要経済安保情報の保全責任者補助者の官職
- 7 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員

8 指定の有効期間等

(1) 指定の有効期間

(2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第8号（第12条関係）（重要経済安保情報が指定された場合）

（情報の格付）

（文書番号）

年 月 日

各 位

重要経済安保情報管理者

（部局の長又は各庁の長）

重要経済安保情報の指定について（周知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報が指定されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を補助する保全責任者の官職

6 当該重要経済安保情報の保全責任者補助者の官職

7 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員

8 指定の有効期間等

(1) 指定の有効期間

(2) 当該有効期間が満了する年月日

(注釈) 公印の押印の要否については、各文書取扱規則等に従うこと。

別記様式第8号（第12条関係）（重要経済安保情報の提供を受けた場合）

（情報の格付）

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

各 位

重要経済安保情報管理者

（部局の長又は各庁の長）

提供を受けた重要経済安保情報について（周知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。）第6条第1項の規定により、重要経済安保情報が提供されたので、下記のとおり周知する。

記

- 1 提供元の指定の整理番号
- 2 提供元において指定をした年月日
- 3 重要経済安保情報文書等の件名
- 4 提供を受けた年月日
- 5 指定の有効期間等
 - （1）指定の有効期間

(2) 当該有効期間が満了する年月日

- 6 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 7 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を補助する保全責任者の官職
- 8 当該重要経済安保情報の保全責任者補助者の官職
- 9 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員

ただし、職員の範囲に当たる者であっても、法第11条の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければ、重要経済安保情報の取扱いの業務をしてはならない。

(注釈) 公印の押印の要否については、各文書取扱規則等に従うこと。

（文書番号）

年 月 日

法務大臣 × × × × 殿

重要経済安保情報管理者
（部局の長又は各庁の長）

重要経済安保情報の指定の有効期間の延長について（上申）

標記について、指定の有効期間が満了する重要経済安保情報が、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する要件を満たすものと認めたことから、第13条第1項に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間の延長について上申します。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の有効期間延長の理由
- 5 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 6 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 7 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措

置であるかの別

8 指定の有効期間等

（1）指定の有効期間

（2）当該有効期間が満了する年月日

年 月 日

重要経済安保情報指定有効期間延長決定書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）
第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間を延長する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の有効期間延長の理由
- 5 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 6 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 7 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 8 指定の有効期間等
 - （1）指定の有効期間
 - （2）当該有効期間が満了する年月日

(注釈)

有効期間の延長について法務大臣の決裁を了したときは、延長決定書の原本を作成し、当該重要経済安保情報管理者の所属する組織の標準文書期間基準に従い、保存する。

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

各 位

法務大臣 × × × ×

（公印省略）

重要経済安保情報の指定の有効期間の延長について（通知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間を延長したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 延長後の指定の有効期間等
 - （1）延長後の指定の有効期間
 - （2）当該有効期間が満了する年月日

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

各 位

重要経済安保情報管理者
（部局の長又は各庁の長）

重要経済安保情報の指定の有効期間の延長について（周知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者等
- 5 延長後の指定の有効期間等
 - （1）延長後の指定の有効期間
 - （2）当該有効期間が満了する年月日

(注釈)

- 1 「4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者等」については、重要経済安保情報管理者、保全責任者、保全責任者補助者又は当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に変更がある場合には、変更内容が分かるよう明記すること。
- 2 公印の押印の要否については、各文書取扱規則等に従うこと。

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

法務大臣 × × × × 殿

重要経済安保情報管理者
（部局の長又は各庁の長）

重要経済安保情報の指定の解除について（上申）

標記について、重要経済安保情報の指定を解除すべきものと認めたことから、第17条第1項に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の解除について上申します。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 指定解除の理由

（注釈）

重要経済安保情報に指定された情報の一部を解除する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「4 一部解除する対象情報」を記載する。

年 月 日

重要経済安保情報指定解除書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定を解除する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 指定解除の理由

（注釈）

- 1 重要経済安保情報に指定された情報の一部を解除する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「4 一部解除後の対象情報」を記載する。
- 2 指定の解除について法務大臣の決裁を了したときは、指定解除書の原本を作成し、当該重要経済安保情報管理者の所属する組織の標準文書保存期間基準に従い、保存する。

（文 書 番 号）

年 月 日

各 位

法務大臣 × × × ×

（公印省略）

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について（通知）

標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る重要経済安保情報の概要

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

各 位

重要経済安保情報管理者
（部局の長又は各庁の長）

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について（周知）

標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る重要経済安保情報の概要

（注釈）公印の押印の要否については、各文書取扱規則等に従うこと。

（文 書 番 号）

年 月 日

各 位

法務大臣 × × × ×

（公印省略）

重要経済安保情報の指定の解除について（通知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定が解除されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

（注釈）

一部解除をした場合は、本様式の「解除」を「一部解除」に、「3 指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ、「4 一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載する。

（文 書 番 号）

年 月 日

各 位

重要経済安保情報管理者
（部局の長又は各庁の長）

重要経済安保情報の指定の解除について（周知）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の指定が解除されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

（注釈）

- 1 一部解除をした場合は、本様式の「解除」を「一部解除」に、「3 指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ、「4 一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載する。
- 2 公印の押印の要否については、各文書取扱規則等に従うこと。

別記様式第21号（第33条関係）

重要経済安保情報文書等受領書

登録番号	
件名	
送付機関名	
送付者	

上記の 文書 を受領しました。

物件

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	

別記様式第24号（第46条、第49条第3項、第51条第2項関係）（情報の格付）

（文書番号）
年 月 日

（提供先）殿

法務大臣 × × × ×

提供する重要経済安保情報の指定の有効期間満了年月日について（通知）
（提供先）に対し、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。）[第6条第1項／第8条／第9条／第10条第1項／第18条第4項後段]の規定に基づき提供する重要経済安保情報の指定の有効期間満了年月日は下記のとおりであるので、その旨通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間満了年月日

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

（提供先行政機関の長） 殿

法務大臣 × × × ×

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第6条の規程に基づく重要経済安保情報の提供について（協議）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、提供される重要経済安保情報の内容等により特段の措置の実施が必要である場合には別途協議する。

記

法務省が法第6条第1項の規定により（提供先行政機関）に提供する重要経済安保情報については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（以下「令」という。）第11条第1項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び令第14条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

（提供元行政機関の長） 殿

法務大臣 × × × ×

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第6条の規定に基づく重要経済安保情報の提供について（回答）
年 月 日付け（文書番号）をもって協議のありました標記の件については、協議書に記されたとおり重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので、その旨回答します。

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

法務大臣 × × × × 殿

重要経済安保情報管理者
（部局の長又は各庁の長）

重要経済安保情報の提供について（上申）

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）〔第9条第1項／第10条第1項〕の規定により〇〇〇〇に対して重要経済安保情報を提供したいので、第49条及び第51条の規程に基づき、下記のとおり、重要経済安保情報の提供について上申します。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 4 公益上の必要による重要経済安保情報の提供の場合、法第9第1項に規定する要件に該当すると認める理由

（注釈）

適合事業者に対する重要経済安保情報の提供について承認を上申する場合には、第50条の規定により当該適合事業者に対して通知した審査結果についての書面の参考資料として添付するほか、必要に応じて、提供の要件に該当すると判断した理由等が分かる資料等の参考資料を添付すること。

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

（適合事業者）

様

重要経済安保情報管理者

（部局の長又は各庁の長）

適性評価に関する通知書（名簿への不登載）

以下の者については、適性評価実施責任者に提出する候補者名簿に登載しないこととしたため、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（1）①の規定により通知します。

【なお、本通知の内容を、以下の者を雇用する事業者に通知してください。

※当該従業者が派遣労働者である場合に記載】

氏名（フリガナ）	生年月日	所属部署	※

※ 派遣労働者であるときは、「○」を記載すること。

<問合せ先>

部局又は各庁

所在地

電話

（文 書 番 号）

年 月 日

重要経済安保情報管理者

（部局の長又は各庁の長） 殿

適性評価実施責任者

（部局の長又は各庁の長）

適性評価に関する通知書（行政機関の長の承認）

年 月 日付け候補者名簿〔（行政機関の職員）／（適合事業者の従業者）〕に搭載されている者に関し、適性評価を実施することについての法務大臣の承認は別添のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（2）の規定により通知します。

（注釈）公印の押印の要否については、各文書取扱規則等に従うこと。

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

（適合事業者）

様

重要経済安保情報管理者

（部局の長又は各庁の長）

適性評価に関する通知書（行政機関の長の承認）

貴社の従業者に関し、適性評価を実施することについての法務大臣の承認は別添のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（2）の規定により通知します。

【なお、本通知の内容を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。

※当該従業者が派遣労働者である場合に記載】

<問合せ先>

部局又は各庁

所在地

電話

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者）

様

（適性評価実施責任者）

適性評価調査を行うことの求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第12条第4項の規定に基づき、下記資料を添えて適性評価調査を行うことを求めます。

記

- ・ 評価対象者の連絡先
- ・ 候補者名簿〔（行政機関の職員）／（適合事業者の従業者）〕の写し
- ・ 〔行政機関内／適合事業者内〕の担当者名及び連絡先
- ・ 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」別添2-1「適性評価の実施についての同意書」及び別添2-2「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写し

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者）

様

（適性評価実施責任者）

適性評価調査の結果通知の求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第12条第7項の規定に基づき、下記資料を添えて直近他機関適性評価における適性評価調査の結果を通知するよう求めます。

記

- ・ 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」別添2-3「適性評価の実施についての同意書（第12条第7号）」の写し
- ・ 候補者名簿〔（行政機関の職員）／（適合事業者の従業者）〕の写し

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

重要経済安保情報管理者
殿

適性評価実施責任者
（部局の長又は各庁の長）

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節[3（2）④／7（2）]の規定により通知します。

【なお、別表に記載されている者が適合事業者の従業者であるときは、適性評価の結果等を当該適合事業者に通知してください。※従業者の場合に記載】

（注釈）

適性評価結果等通知書（適合事業者用）は、「適性あり」の場合とそれ以外の場合とに分けて作成すること。

（ 文 書 番 号 ）

年 月 日

（内閣府の適性評価調査実施責任者）

様

（適性評価実施責任者）

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節〔3（2）④／3（3）／7（3）〕の規定により通知します。

